

国民健康保険から 重要なお知らせ

例年どおりのお知らせのほか、平成30年4月から変更になる点についてのお知らせが4つあります。

変更 と印のついた箇所は必ずご確認ください。

国民健康保険税の納付月が変わります **変更**

平成29年度までは、各偶数月に税額を納めていただいていたのですが、下記のとおり7月から翌年2月までの毎月納付(8期)へと変更します。
なお、年金から天引きで納付されている場合は、納付月に変更はありません。

《平成29年度まで》

支払月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—
納税通知書 送付時期	4月中旬(暫定賦課)				8月中旬(本算定賦課)							

《平成30年度から》

支払月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	廃止	—	廃止	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—
納税通知書 送付時期	7月中旬(本算定賦課)											

入院時食事代の自己負担額が変わります **変更**

《変更前》 1食 360円 → 《変更後》 1食 460円

※住民税非課税世帯のうち、医療機関の窓口で「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をされた方の食事代については、460円から減額になります。認定証の交付を希望される方は、村へ申請してください。

高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります **変更**

12カ月以内に高額療養費の該当回数が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度について、茨城県内の転居であって、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、転居前の該当回数も通算するようになります。

◎ご注意ください

《保険証の取り扱いについて》

- 必ず手元に保管しましょう。
- 他人に貸すこと、借りることはできません。
- 医療機関等で診察を受けるときには、必ず窓口で提示してください。
- コピーしたもの、有効期限の切れたものは使えません。

《国民健康保険加入の手続きについて》

職場の健康保険を喪失した際には、国民健康保険への加入手続きが必要ですので、世帯主の方が窓口へ届け出てください。
※手続きについて委任が可能な場合もあります。窓口へお問い合わせください。

国民健康保険被保険者証の更新時期です

4月1日付けで、国民健康保険被保険者証(保険証)が更新となりますので、新しい保険証を3月末日までに簡易書留郵便で送付します。お手元に届きましたら保険証の記載内容に間違いがないかどうか、ご確認ください。また、現在使用中の保険証については、有効期限経過後に各自で責任を持って処分してください。



保険証の有効期限が変わります **変更**

平成30年4月より国民健康保険制度が改正され、茨城県の保険証更新時期が8月1日に変更されます。それにより、保険証の有効期限が昨年までとは異なりますのでご注意ください。

①70歳以上の方	平成30年7月31日
②平成31年7月1日までに70歳になる方	誕生月の末日(1日生まれの方は誕生日の前日)
①・②以外の方	平成31年7月31日

※①・②に該当する方につきましては、70歳以上の被保険者に交付されていた高齢受給者証(青い紙の証)が、保険証1枚にまとめられたことにより、有効期限が異なりますので、有効期限の月内に新しい保険証(有効期限が平成31年7月31日のもの)を送付します。
※上記とは別に、国民健康保険税を滞納している場合は、有効期限の短い保険証が交付されます。有効期限が切れる前に役場収納課で納付または納税相談を行い、有効期限の延長を申し出てください。

家族と離れて生活するときは遠隔地保険証が交付されます

同一生計の家族が、修学や病気療養等やむを得ない理由により家族と離れて他の自治体に住所を異動して生活をする場合は、村へ届出をすれば使用中の保険証とは別の「遠隔地保険証」が交付されます。
なお、現在遠隔地保険証が交付されている方も、保険証の有効期限切れに伴い、更新の手続きが必要となります。



※遠隔地保険証の交付を受けている被保険者が修学を終えたときに美浦村に住所を戻さない場合、村の国保の加入資格を失います。世帯主は、該当者について村へ資格喪失手続きを行い、資格喪失者の遠隔地保険証を返却してください。

《交付届出に必要なもの》

- 保険証(更新の場合は必要ありません)
- 認印
- 住民票
- 病気療養等、施設に入所する場合は入所証明書
- 修学の場合は在学証明書
- 個人番号(マイナンバー)の分かるものと身分証明書